

## 求職者を対象としたオンライン活用によるIT人材育成事業 質疑・応答集

| 項目                           | 質問内容  | 回答   |
|------------------------------|---|--|
| 仕様書4 事業達成目標(2)就職率            | 「訓練終了後3か月後の受講者の就職率として」という記載があるが、この3か月後の期間も含めて委託期間である令和5年3月24日に終える必要があるか。  | 就職率及び資格取得率については、委託期間内に委託事業者に成果を求めるものではありません。ただし、訓練終了後3か月後の就職状況及び資格取得状況について調査するため、受注者は調査票を作成し、訓練修了者に対し調査票を配布することとしています。   |
| 様式第4号 企画提案における事業経費参考内訳書      | 一般管理費(D)は事務経費、自社教室を使う場合の教室代、パソコン使用料などが該当するのか詳しく具体例を挙げて教えてほしい。   | 「一般管理費」は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水費や管理部門の人件費(管理的経費)等にかかる経費について、便宜的に委託業務の直接経費に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。訓練に使用するパソコン使用料等具体的に計上可能な経費については、「事業費」として計上願います。 |
| 様式第4号 企画提案における事業経費参考内訳書      | 一般管理費率のパーセンテージは空欄になっているが任意に記載してよいか。またその根拠を示す必要はあるか。   | 特に定めておりませんので、任意に記載して問題ありません。   |
| 仕様書8 対象経費(3)訓練が中止又は定員を下回った場合 | 「不要になった経費について、減算して精算する」と記載がある。訓練実施の前提でレンタルした機器があった場合はそのキャンセル料、準備にかかった事務経費などは精算対象ということで良いか。                      | お見込みのとおりですが、実際に精算対象とするかは委託事業者と協議の上決定します。   |
| 仕様書8 対象経費(2)対象とならない経費①       | 「受講者の交通費及びテキスト代に要する経費」とあるが、実施施設が購入したテキストを配布した場合のテキスト代は経費と認められないという意味であっているか。訓練で使用するテキストは受講者負担だから経費にはできないという意味か。 | 受講者本人の所有に帰するテキスト代は、受講者負担が原則であることから、対象経費としておりません。受注者がテキストを受講者に配布することは可能ですが、対象経費とはなりませんのでご留意願います。  |